

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）	金商業等府令
金融審議会 市場制度ワーキング・グループ	市場制度WG
金融審議会 市場制度ワーキング・グループ第二次報告ーコロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けてー	市場制度WG 第二次報告
規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発/プロ投資家対応・金融商品販売における高齢顧客対応に係る調査	実証事業

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●特定投資家に移行可能な個人の「資産」及び「収入」に関する要件</b>		
1	<p>「有価証券」（金商業等府令第 62 条第 1 項第 1 号ロ（1））は、信用取引において取得された有価証券及び担保として預託された有価証券を含むとの理解でよいか。</p> <p>特に、新設された金商業等府令第 62 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号との関係では、純資産要件と投資性金融資産要件の両方を充足する必要性がなくなっているところ、信用取引において多額の借財や担保差入が存在する場合であっても投資性金融資産要件を満たし、かつ、特定の知識経験等の他の要件も充足する場合は、特定投資家の要件を満たす場合があり得ることが前提とされているとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第 62 条第 1 項第 1 号ロ（1）の有価証券には、ご指摘の信用取引において取得された有価証券等も含まれ得ると考えられることから、ご指摘のような場合もあり得ると考えます。</p> <p>他方、金融商品取引業者等は、特定投資家に移行可能な個人の要件を形式的に満たす個人から特定投資家への移行の申出を受けた場合であっても、特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否かは、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があります。このため、形式的に投資性金融資産要件等の特定投資家に移行可能な要件を満たす場合であっても、特定投資家として取り扱うことがふさわしいかの判断にあたって、多額の信用取引や担保差入が存在する際には、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的を勘案し、適切に実質的な判断を行う必要があると考えられます。</p>
2	<p>現行の純資産要件の「資産」（現行の金商業等府令第 62 条第 1 号）が不動産を含み、投資性金融資産要件における投資性金融資産に限定されないことは、既に平成 19 年 7 月 31 日付金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等パブリックコメント回答 201 ページ項番 21 及び 22 でも確認されているが、この趣旨は金商業等府令第 62 条第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ及び第 4 号イに規定する「資産」の文言について引き続き当てはまるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
3	<p>「収入金額」（金商業等府令第 62 条第 1 項第 2 号ハ及び第 4 号ハ）とは、所得税法第 36 条第 1 項の「収入金額」を指し、不動産や金融商品を譲渡した際に受け取る対価としての金額を含むとの理解でよいか。</p>	<p>「収入金額」については、ご指摘の所得税法上の「収入金額」と解していただいても差し支えないと考えられます。</p>
4	<p>金商業等府令第 62 条第 1 項第 3 号は、現行の金商業等府令第 62 条第 1 号から第 3 号を緩和するものであるが、3 億円という資産基準自体は現行の金商業等府令第 62 条第 1 号及び第 2 号と同水準の金額であるため、改正の意味を減殺すると考えられる。そのため、金商業等府令第 62 条第 1 項第 3 号を、同項第 4 号と同様に、純資産 1 億円以上、又は一定の金融資産 1 億円以上、又は年収 1,000 万円以上としていただきたい。</p>	<p>市場制度WG第二次報告において、特定投資家に移行可能な個人の要件について、現行要件の要素以外に、実証事業によって特定された同様の金融リテラシーを推定しうる要素を、新たに勘案することが適当である旨が提言されています。今回の改正は、当該提言に従い、実証事業の結果を参考として行うものです。</p> <p>当該実証事業の結果、純資産及び投資性金融資産ともに 3 億円以上かつ取引経験 1 年以上である投資家と同等以上の金融リテラシーがあると推定される投資家の属性として、市場制度WG第二次</p>
5	<p>複数の証券会社における売買経験年数の通算はよい考えだと思うが、純資産額のハードルを、例</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>例えば1億円などと、もう少し引き下げられないか。  (特定投資家の認定が証券会社ごとで行われる点が現状と変わらないのであれば、一般投資家保護が外れる証券会社と特定投資家としてプロ成りする証券会社を使い分けることができるため、この証券会社ではプロとしてリスクを取る行動を選択するといったアクションが執れるようになる。)</p> <p>プロ成りする証券会社への預り資産が1億円ではなく、他に持っている投資性金融資産が1億円以上、とハードルを引き下げれば、一層特定投資家の幅が出てくると期待できる。</p>	<p>報告において以下が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年収1億円以上、又は投資性金融資産5億円以上、又は純資産5億円以上</li> <li>・ 投資性金融資産又は純資産3億円以上、かつ、年平均取引頻度4回/月以上</li> <li>・ 特定の職業経験（金融機関業務/会社経営のコンサルティング・アドバイス/経済・経営に関する教職・研究職）又は特定の保有資格（証券アナリスト/証券外務員（1種、2種）/1級・2級FP技能士・CFP・AFP/中小企業診断士）を有し、かつ、年収1,000万円以上</li> <li>・ 特定の職業経験（同上）又は特定の保有資格（同上）を有し、かつ、投資性金融資産又は純資産1億円以上</li> </ul> <p>なお、金融商品取引業者等が、自社以外の金融商品取引業者等が発行する取引残高報告書等を活用することにより、特定投資家への移行の申出を行う顧客（申出者）の他社での保有資産を確認することができれば、これを申出者が保有する資産として考慮することができると考えられます。</p>

**●特定投資家に移行可能な個人の「取引経験」に関する要件**

6	<p>金商業等府令第62条第1項第1号ハについて、今回の改正で、現行の「当該金融商品取引業者」の文言から「当該」が外れている。これにより、客観的な過去に取引を行ったことを示す書類が提示されるのであれば、他の金融商品取引業者等において申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過しているものの、申出者と申出を受けた金融商品取引業者等との間での過去の取引が全くない場合であっても、金商業等府令第62条第1項第1号ハに規定する要件を充足すると理解している。</p> <p>一方、「最初に」「起算して一年を経過していること」との文言からすると、例えば申出者がほぼ同時に、申出を受けた金融商品取引業者等と他の金融商品取引業者等それぞれにおいて、申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結し、当該時点から起算した期間が7ヶ月である場合は、当該要件を充足しないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
7	<p>特定投資家としての取扱いは、契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過していることが要件と理解しているが、第一種少額電子募集取扱業者においては、取扱いを行う金融商品取引が非上場株式の募集に限定されることから、起算日は、実際の投資の有無</p>	<p>ご質問の「投資家登録を行った日」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の金商業等府令第62条第1項第1号ハは、「申出者が最初に金融商品取引業者等との間で…申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること」と</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	にかかわらず、投資家登録を行った日との理解でよいか。	規定しています。個人が申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に関する知識・経験を有するかどうかの判断基準として、起算日は、申出者が最初に金融商品取引業者等との間で申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日とすることが適当であると考えられます。
8	金商業等府令第62条第1項第3号は、取引経験を加味した案となっているものの、同項各号のいずれかの要件を充足している限り金融リテラシーやリスク耐久力があると推定して差し支えないと思われる。そのため、同号に関し、最初に金融商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過している旨の要件は不要である。	<p>特定投資家に移行可能な個人の要件は、投資性のある金融商品の取引を行うに当たり十分な知識・経験・財産の状況を有する個人であるかどうかの判断基準を定めるものです。</p> <p>特定投資家への移行は、契約の種類ごとに行われることとされており、ご指摘の金商業等府令第62条第1項第1号ハの要件は、申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に関する知識・経験を有していることを求めるものです。</p>
9	金商業等府令第62条第1項第4号は、職業経験を加味した案となっているものの、同項各号のいずれかの要件を充足している限り金融リテラシーやリスク耐久力があると理解して差し支えないと思われる。そのため、同号に関し、最初に金融商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過している旨の要件は不要である。	<p>申出者が、ご指摘の同項第3号又は第4号の要件について、同項第1号ハの「申出者が最初に金融商品取引業者等との間で…申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること」以外の要件に該当する場合であっても、当該申出者の申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約そのものに関する知識・経験は区々であると考えられます。</p> <p>したがって、同項第1号ハの要件に該当することを求めることが適当であると考えられます。</p>
<b>●特定投資家に移行可能な個人の「取引頻度」に関する要件</b>		
10	<p>他の金融商品取引業者等との契約の件数が金商業等府令第62条第1項第3号の要件を満たす場合、申出がなされた金融商品取引業者等にて、当該申出者与其他の金融商品取引業者等との間の契約の件数のみをもって、当該要件への該当性を判断することが許されるとの理解でよいか。</p> <p>また、申出者与其他の金融商品取引業者等との間の契約の件数と、申出を受けた金融商品取引業者等における当該申出者との間の契約の件数を合算して、同号の要件への該当性を判断することは許されるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、申出者の1月当たりの平均的な契約の件数（金商業等府令第62条第1項第3号）の確認方法については法令に特段の定めはありませんが、顧客からの聴取のみによることは必ずしも十分ではなく、例えば、自社以外の金融商品取引業者等が発行する契約締結時交付書面や取引残高報告書が併せて提示されるなど、客観性をもって確認されることが必要と考えられます。その際、上記以外の顧客からの提出資料も許容され得るものと考えられます。</p>
11	金商業等府令第62条第1項第3号について、相続による有価証券に係る名義変更手続があった場合、平成19年7月31日付金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等パブリックコメント回答205ページ項番51の趣旨を踏まえると、申出者の被相続人の取引件数を、上記要件の充足確認に際し考慮することは許されないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
12	<p>金商業等府令第 62 条第 1 項第 3 号について、有価証券の売買を 1 月当たり平均 4 回行うことによる金融リテラシーと、特定預金等契約や特定保険契約などを 1 月当たり平均 4 回行うことによる金融リテラシーが、なぜ金融商品取引契約について同等なのか教えていただきたい。そのような調査は市場制度WGで行われていないが、金融庁が独自の調査を行ったのか。調査を行っている場合は、その結果を教えていただきたい。</p>	<p>市場制度WG第二次報告において、特定投資家に移行可能な個人の要件について、現行要件の要素以外に、実証事業によって特定された同様の金融リテラシーを推定しうる要素を、新たに勘案することが適当である旨が提言されています。今回の改正は、当該提言に従い、実証事業の結果を参考として行うものです。</p> <p>ご指摘の「特定預金等契約や特定保険契約」については、有価証券等と同じ経済的性質を有する金融商品・取引に該当するという考え方の下、金商業等府令第 62 条第 1 項第 3 号に規定する「一月当たりの平均的な契約」の件数の算定においては、「特定預金等契約や特定保険契約」を含めることとしたものです。</p> <p>なお、現行の特定投資家に移行可能な個人の要件の一つである投資性金融資産の算定においても、「特定預金等契約や特定保険契約」等を含めることとしています。</p>

**●特定投資家に移行可能な個人の「特定の知識経験を有する者」に関する要件**

13	<p>金融リテラシーを持っているという前提で、特定の職種（金融関係）又は特定の資格（金融関係）を保持している方は、今回の緩和要件に当たるが、職種や資格ではなく、その資格を生かした経験年数など具体的で、かつ、金融リテラシーが職種や経験を通じて高まる方策を取られている方々が緩和対象となるべきではないか。</p>	<p>今回の改正は、市場制度WG第二次報告の提言に従い、特定投資家に移行可能な個人の要件について、現行要件の要素以外に、同様の金融リテラシーを推定しうる要素を特定するための実証事業の結果を参考とし、特定の職業経験又は特定の保有資格を勘案することとしたものです。</p> <p>金商業等府令第 62 条第 3 項第 1 号から第 3 号では、各号に規定する職業又は資格に関する実務への従事期間が通算して 1 年以上になることを求めています。</p> <p>また、同項第 4 号では、「その他の者であって、前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの」と規定しており、当該要件に該当する場合は特定投資家への移行の申出を行うことができます。</p> <p>なお、金融商品取引業者等は、特定投資家に移行可能な個人の要件を形式的に満たす個人から特定投資家への移行の申出を受けた場合であっても、特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否かは、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があります。</p>
14	<p>金商業等府令第 62 条第 3 項第 1 号について、 ①当該要件に規定されている業種の企業の人事や総務などの管理部門といった、金融のプロダクトやサービスに直接携わる業務以外の業務に 1 年</p>	<p>①について、金商業等府令第 62 条第 3 項第 1 号は従事する具体的な業務内容等について定めたものではないため、ご指摘の者も、金融商品取引業など対象となる業務に通算して 1 年以上従事し</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>以上従事する者については、同号の要件を充足するとの理解でよいか。</p> <p>②金融機関に雇用されず、個人で金融商品仲介業、銀行代理業、保険代理店における保険募集、信託契約代理・併営業務代理、金融サービス仲介業といった、代理・媒介に係る業務を1年以上業としている者や、金融機関以外の企業においてこれらの業務に従事した期間が1年以上になる者も同号の要件を充足するとの理解でよいか。</p>	<p>ているのであれば、同号に該当するものと考えられます。</p> <p>②について、いかなる業務が金商業等府令第62条第3項第1号に規定する「その他の金融業」に該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。ご質問の「金融機関以外の企業においてこれらの業務に従事」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、基本的に金融商品取引業など金融業の代理・媒介に係る業務も「その他の金融業」に該当し得るものと考えられます。</p> <p>なお、特定投資家への移行の申出の承諾の可否について、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして判断すべき点に留意が必要と考えられます。</p>
15	<p>金商業等府令第62条第3項第1号について、証券会社に勤めていれば人事や経理の部署にいても1年経てば該当するのか。とてもそうは思えないが、該当するとすればその理由を教えてください。また、保険を売る人や代理店はなぜ規定していないのか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、特定投資家への移行の申出の承諾の可否については、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして判断すべき点に留意が必要と考えられます。</p>
16	<p>金商業等府令第62条第3項第2号について、申出者が教授、准教授、専任講師その他の教員の肩書を所定の期間有していればよく、当該申出者が研究を主に行うのか、又は教育に携わる時間の方が多いかといった、実際の活動内容については、同号の要件充足確認において考慮する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、特定投資家への移行の申出の承諾の可否については、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして判断すべき点に留意が必要と考えられます。</p>
17	<p>事業会社の財務部門などで勤務する金商業等府令第62条第3項第3号イ又はハに規定する資格を有する者であっても、当該資格を有していればよく、加えて該当の各実務に従事した期間が通算1年以上あれば、申出時又は承諾時において、該当の業務に直接従事していない場合でも、同号イ又はハの要件を満たすとの理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、特定投資家への移行の申出の承諾の可否については、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして判断すべき点に留意が必要と考えられます。</p>
18	<p>金商業等府令第62条第3項第3号ニについて、中小企業診断士として、中小企業診断士の業務に従事した期間が通算1年以上あれば、金融商品取引関係の業務に全く従事しない場合であっても、同号ニの要件を満たすとの理解でよいか。</p> <p>また、中小企業診断士の登録を受けた者であれば、金融商品取引業者等にて独自に、申出者に金融に関する知識・経験があることを確認する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、特定投資家への移行の申出の承諾の可否については、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして判断すべき点に留意が必要と考えられます。</p>
19	<p>経営コンサルタント業という語が使用されているが、この語はどこかに定義があるのか。定義が無いならば、どのように経営コンサルタント業かを判断すればよいのか。不適切な利用がされることを懸念するため、反対である。</p>	<p>金商業等府令第62条第3項第4号に規定する「経営コンサルタント業」とは、例えば、他の事業者からの財務・経営に関する相談に応じ、資金調達や組織再編に関する助言・指導を行う業務が考えられます。他方、仮に「経営コンサルタント業」と称している場合であっても、その業務が同号に規</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>定する「経営コンサルタント業」に該当しない場合もあり得ると考えられます。</p> <p>なお、金商業等府令第 62 条第 3 項第 4 号では、「経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者その他の者であって、前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの」と規定しており、同項第 1 号から第 3 号に掲げる者と同等以上の知識・経験を有していることを求めています。</p>
20	<p>金商業等府令第 62 条第 3 項第 4 号について、公認会計士、弁護士、税理士等の専門職は、金融商品取引業者等にて業務内容の確認を独自に行わなくとも、同号に規定する「その他の者」に該当し、かつ、「前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの」に該当するとの前提でその申出を扱うことが許されるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第 62 条第 3 項第 4 号では、「その他の者であって、前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの」と規定しており、一定の柔軟性を持たせた枠組みとしています。</p> <p>いかなる業務や資格がこの要件に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の専門職や役職などの特定の職業経験又は特定の保有資格を有する場合に、この要件に該当する場合があるものと考えられます。</p> <p>なお、特定投資家への移行の申出の承諾の可否について、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして判断すべき点に留意が必要と考えられます。</p>
21	<p>①昨今の一連のコーポレートガバナンスの強化等を踏まえると、上場会社の役員であれば、財務・市場等に対する一定の知見を有することは推定できるため、「特定の知識経験を有する者」に上場会社の取締役、執行役、監査役及びそれらの経験者を追加していただきたい。</p> <p>②上記の者を仮に「特定の知識経験を有する者」に独立した類型として加えることができないとした場合でも、上場会社の取締役、執行役、監査役に従事した期間が 1 年以上になる者は、少なくとも「経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者その他の者」（金商業等府令第 62 条第 3 項第 4 号）に含まれるべきであるが、その理解でよいか。なお、含まれるとしても「前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの」との要件があることから、特定投資家の不合理な拡大にはならないはずである。</p>	
22	<p>金商業等府令第 62 条第 3 項第 4 号に規定する「前三号に掲げる者と同等以上」の判断基準を教えてください。</p>	
23	<p>金商業等府令第 62 条第 3 項第 2 号について、金融法などの法学や高校で金融教育を担当する教員は該当しないのか。金融庁では金融教育を進めているがその担当教員は金融リテラシーが不十分なのか。</p> <p>同項第 3 号について、同項第 1 号には銀行や保険会社の職員が規定されているが、銀行や保険会社の資格は同項第 3 号に規定しないのか。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
24	<p>特定の保有資格の中に中小企業診断士が入っているが、会計専門家であり、経営コンサルティング能力に長けた資格である公認会計士・税理士も加えるべきではないか。監査法人勤務の公認会計士は事実上株式売買が禁止されているが、独立会計士や組織内会計士は毎年一定数増加しており、これらの公認会計士を特定投資家として TOKYO PRO Market の支援者に位置付けることのメリットは大きい。</p> <p>併せて、TOKYO PRO Market への上場会社に社外取締役・社外監査役として関与していることが多い資格、例えば上記の公認会計士・税理士に加え、弁護士・社会保険労務士も特定投資家に加えるべきである。</p>	
25	<p>特定の職業経験として「会社経営のコンサルティング・アドバイス」をしており、かつ、年収1,000万円以上、として純資産要件を課さないという考え方が取れるのであれば、「TOKYO PRO Market に上場している(する)会社の役員(現役員及び役員であった者)で、かつ、年収1,000万円以上」の者を特定投資家として認めてはどうか。外部の経営コンサルタントなどよりも、自社が TOKYO PRO Market に上場している方がよほど制度内容に詳しいのではないか。</p> <p>一律に特定投資家とみなすのではなく、自ら申出を行い、一般投資家保護の枠を外すため無茶な話ではなく、また、証券会社別の投資行動の選択の余地もある。ここで、TOKYO PRO Market 上場会社の役員というくらいハードルを引き下げて特定投資家を一気に増やさなければ、いつまで経っても TOKYO PRO Market の流動性は改善しない。</p>	
<p><b>● 特定投資家に移行可能な個人の要件の確認方法</b></p>		
26	<p>平成19年7月31日付金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等パブリックコメント回答206ページ項番52においては、「ご指摘の要件(金商業等府令第62条第3号)の確認は、基本的に、当該金融商品取引業者等が保有する過去の取引のデータによれば足りるものと考えられます。そうしたデータが存在しない場合において、顧客からの聴取のみによることは必ずしも十分ではなく、過去に取引を行ったことを示す書類が併せて提示されるなど、客観性をもって確認されることが必要と考えられます。」との記載がある。今回の改正においては、現行の「当該金融商品取引業者」の文言から「当該」が外れた以外は、現行の金商業等府</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>令と同趣旨の条文となっているため、該当性の確認方法としては、当該金融商品取引業者等が保有する過去の取引のデータに依拠するか、他の金融商品取引業者等において過去に取引を行ったことを示す書類の提示を受けるなど、引き続き客観性をもって行う必要があるとの理解でよいか。</p>	
27	<p>他の金融商品取引業者等と申出者との間の契約の件数を考慮することが許される場合、かかる契約の件数については、申出者から任意に他の金融商品取引業者等との取引履歴等の提出がなされない場合等には、聴取ベースでの確認で足りる場合もあるとの理解は可能か。</p>	<p>金融商品取引業者等は、投資者保護に欠けることがないように、特定投資家への移行の申出を行う顧客（申出者）の要件への該当性を確認する義務があります。</p> <p>要件への該当性の確認方法については法令に特段の定めはありませんが、顧客からの聴取のみによることは必ずしも十分ではなく、例えば、自社以外の金融商品取引業者等が発行する契約締結時交付書面や取引残高報告書が併せて提示されるなど、客観性をもって確認されることが必要と考えられます。その際、上記以外の顧客からの提出資料も許容され得るものと考えられます。</p>
28	<p>金商業等府令第 62 条第 3 項第 1 号における要件充足の確認方法については、聴取による方法で足りるとの理解でよいか。それとも、雇用保険被保険者証、源泉徴収票、給与明細など雇用関係が分かる書類の提出を求める必要があるか。あるいは、金融機関に所属することが分かる名刺の提出を受けた上、該当の業務への従事期間の聴取を行う方法はいかがか。</p>	<p>金融商品取引業者等は、投資者保護に欠けることがないように、特定投資家への移行の申出を行う顧客（申出者）の要件への該当性を確認する義務があります。</p> <p>要件への該当性の確認方法については法令に特段の定めはありませんが、例えば、ご指摘の雇用保険被保険者証、源泉徴収票、給与明細や社員証といった雇用関係が分かる資料のほか、名刺や顧客からの聴取などに基づき、客観性をもって確認されることが必要と考えられます。その際、上記以外の顧客からの提出資料も許容され得るものと考えられます。</p>
29	<p>金商業等府令第 62 条第 3 項第 2 号における要件充足の確認方法については、聴取による方法で足りるとの理解でよいか。それとも、雇用保険被保険者証、源泉徴収票、給与明細など雇用関係が分かる書類の提出を求める必要があるか。あるいは、所属と該当の肩書が記載された名刺の提出を受けた上、該当の業務への従事期間の聴取を行う方法はいかがか。</p>	
30	<p>個人投資家のプロ成りに係る財産要件の確認について、市場制度WG第二次報告の 5 ページに「他社での保有資産を含めて総合的に評価できることを明確化することが適当」とあるが、どのように考えればよいか。</p>	<p>特定投資家への移行可能な個人の要件の一つである財産要件への該当性を金融商品取引業者等が確認する場合に、自社における預り資産額のみに基づいて慎重な判断を行っている場合があるものと承知しています。</p> <p>他方、金融商品取引業者等が、自社以外の金融商品取引業者等が発行する取引残高報告書等を活用することにより、特定投資家への移行の申出を行う顧客（申出者）の「他社での保有資産」を確認す</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ることができれば、これを申出者が保有する資産として考慮することができると考えられます。</p> <p>なお、申出者の1月当たりの平均的な契約の件数（金商業等府令第62条第1項第3号）の確認においても、自社以外の金融商品取引業者等が発行する契約締結時交付書面や取引残高報告書等を活用することにより、他社での契約の件数を確認することができれば、これを申出者の契約の件数として考慮することができると考えられます。</p>
<p><b>●特定投資家への移行に関する更新手続</b></p>		
31	<p>プロ成りの効力が最長1年となっているが、これを撤廃していただきたい。個人のプロ成り要件を緩和することで、多くのプロ成り個人が発生すると思われるところ、これらのプロ成り個人に1年ごとに継続意向を確認するのは大変な業務負担となることが想定される。現状の少ないプロ成り顧客（主に法人）への継続意向確認だけでも、大変な業務負担となっており、プロ成りした顧客から「アマに戻る」という申請がない限り、プロとして扱えるようにしていただきたい。</p>	<p>金商法の特定投資家制度では、個人投資家の保護を徹底する観点から、個人投資家は（適格機関投資家に該当するものを除き）全て一般投資家と位置付けた上で、一定の要件を満たすものに限り特定投資家への移行の申出ができることとしています。</p> <p>特定投資家に移行した顧客の知識・経験・財産の状況は、移行の申出の承諾日後に変化が生じる場合があります。このため、金融商品取引業者等が承諾日後に何らの確認を行わずに、継続的に当該顧客を特定投資家として取り扱うこととすれば当該顧客の保護に欠けることとなり、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。</p> <p>なお、既に自社で特定投資家として取り扱われている顧客について、移行又は更新の申出の承諾日後、申出者の純資産や投資性金融資産、収入等に大きな変化が見込まれない場合は、要件への該当性の確認手続が申出者にとって過度に煩雑とならないようにする観点から、申出者の自己申告の内容により要件への該当性を判断し、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否かを考慮した上で、承諾の可否について判断することも考えられます。</p>
32	<p>金商業等府令第62条第2項の趣旨は、既に同条第1項第3号の規定に該当することとしてプロ成りをしている個人投資家が更新手続をする場合において、「一月当たりの平均的な契約の件数が四件以上である場合」に該当しなくなっていたとしても、その知識及び経験に照らして適当であるときは、同号に規定する場合に該当するものとみなして、引き続き特定投資家として取り扱うことが可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第62条第2項の要件は、既に同条第1項第3号に基づいて特定投資家に移行した顧客がその後、「一月当たりの平均的な契約の件数が四件以上である場合」に該当しない場合であっても、「知識及び経験に照らして適当であるとき」は、当該件数が4件以上である場合に該当するものとみなす規定です。したがって、別途、同条第1項第1号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当することを確認する必要</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
33	<p>金商業等府令第 62 条第 2 項は、同条第 1 項第 3 号により特定投資家とみなされることとなった申出者によるプロ成りの更新申出がなされた場合、金融商品取引業者等による承諾に際しての特定投資家の要件充足確認に際し、必ずしも契約の件数や資産要件又は純資産要件の充足を、申出を受けた金融商品取引業者等において確認できない場合であっても、引き続き要件を満たしている旨の投資家の自己申告に依拠する等、合理的な手段による金融商品取引業者等における合理的な判断を行うことを許容する趣旨との理解でよいか。</p>	<p>があります。</p>
34	<p>特定投資家としての更新手続について、市場制度WG第二次報告の 6 ページに「引き続き要件を満たしている旨の投資家の自己申告も金商業者等における合理的な判断に資することを明確化することが適当」とあるが、どのように考えればよいか。</p>	<p>既に自社で特定投資家として取り扱われている顧客について、移行又は更新の申出の承諾日後、相応の市況の変化や顧客の状況の変化により純資産や投資性金融資産、収入等に大きな変化が見込まれる場合があります。</p> <p>こうした場合に、当該顧客から移行の更新申出を受け、「引き続き要件を満たしている旨」の自己申告を受けた場合は、単に申告内容によるのではなく、必要に応じて、改めて確認書類の提出などを求めて確認することが適当であると考えられます。</p> <p>他方、申出者の純資産や投資性金融資産、収入等に大きな変化が見込まれない場合は、要件への該当性の確認手続が申出者にとって過度に煩雑とならないようにする観点から、申出者の自己申告の内容により要件への該当性を判断し、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否かを考慮した上で、承諾の可否について判断することも考えられます。</p>
<b>●その他</b>		
35	<p>今回の改正は、リスクマネーの供給が可能な特定投資家に移行可能な個人の要件の緩和であると理解しているが、今回の改正によって、リスクマネーの供給が増えると思込んでいるか。</p>	<p>今回の改正は、リスク管理能力及びリスク許容度の高い投資家に対して、そのニーズに即した投資機会が提供されることが成長資金の円滑な供給にもつながり得るよう、市場制度WG第二次報告の提言に従い、個人の特定投資家の要件の弾力化を行うものです。</p>
36	<p>今回の改正により、個人の特定投資家が何人増加し、成長資金の供給がどの程度増加すると試算しているか。</p> <p>金融機関の営業の立場からの意見としては、顧客にここまで詳細な確認を行うことは負担が大きく、顧客の機嫌を損ねかねないことを危惧しているが、日本にとってベネフィットの方が大きいのか。再考していただきたい。</p>	<p>今回の改正に伴う個人の特定投資家の数や成長資金の供給の変化については、市場環境の変化等の影響を受け得るため、具体的な試算値をお示しすることは困難ですが、今回の改正を踏まえ、今後の成長資金の供給の拡大に資することが期待されます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
37	<p>過去の金商法改正時に適格機関投資家の範囲を狭めた際、結果的にリスクマネー提供者の範囲を狭めたことになったかと思うが、なぜ今回特定投資家の要件の緩和を行うのか。本筋としては、適格機関投資家の定義・要件を再度検討すべきではないか。なぜ適格機関投資家の変更に至らなかったのか。</p>	<p>市場制度WG第二次報告において、成長資金の供給を促進する上で、リスク管理能力及びリスク許容度の高いプロ投資家の役割は重要であるとされています。</p> <p>金商法上、こうしたプロ投資家に位置付けられる特定投資家に移行できる投資家（特に個人投資家）は、現状、限定的であり、特定投資家制度は十分に活用されているとは言えない状況にあります。</p> <p>今回の改正は、リスク管理能力及びリスク許容度の高い投資家に対して、そのニーズに即した投資機会が提供されることが成長資金の円滑な供給にもつながり得るよう、市場制度WG第二次報告の提言に従い、個人の特定投資家の要件の弾力化を行うものです。</p>
38	<p>この改正には反対である。本パブリックコメントの意見募集要領には、「本件は、この提言に従い、特定投資家に移行可能な個人の要件等について、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正を行うものです。」との記載があるが、市場制度WG第二次報告とは異なる内容（金商業等府令第62条第1項第3号及び同条第3項）が盛り込まれており、そのような内容とした理由を教えてください。報告書とは異なる内容に金融庁が恣意的に変更することについてはどのように考えているか。</p>	<p>市場制度WG第二次報告において、特定投資家に移行可能な個人の要件について、現行要件の要素以外に、実証事業によって特定された同様の金融リテラシーを推定しうる要素を、新たに勘案することが適当である旨が提言されています。今回の改正は、当該提言に従い、実証事業の結果を参考として行うものです。</p> <p>また、ご指摘の金商業等府令第62条第1項第3号及び同条第3項の要件は、投資者保護に十分に配慮した上で、実務の円滑化等の観点から必要な改正であると考えられます。</p>
39	<p>今回の改正は、令和3年6月18日付市場制度WG第二次報告の提言内容を実現させようとするもので、積極的に評価するが、個人による投資先の多様化、多様化された投資に参加できる個人の範囲の拡大は、今後も、更に進めるべきである。同日に政府決定された成長戦略実行計画にも「より幅広い層が使いやすい制度とする」と記載されており、今回の改正の施行後、実態把握を進め、より多くの個人の資産形成が進むよう、必要な措置を講じていただきたい。</p>	<p>市場制度WG第二次報告において、特定投資家に移行可能な個人の要件について、現行要件の要素以外に、実証事業によって特定された同様の金融リテラシーを推定しうる要素を、新たに勘案することが適当である旨が提言されています。</p> <p>今回の改正は、当該提言に従い、実証事業の結果を参考として行うものであり、更なる改正については改めて検討する必要があると考えられます。</p>
40	<p>東証の市場再編により、流通株式時価総額や流動性基準によりいずれ市場からの退出を求められる企業が続出すると予想される。その場合に、全てが地方証券取引所に鞍替えするわけではなく、一般投資家はいなくても、リスクの高い業種・業態、分かりづらいビジネスモデルの会社など、特定投資家向け市場で上場していることに一定のメリットを感じる会社もあると考えられる。そのため、東証一般市場からプロ向け市場に鞍替え上場</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	する道を広げるためにも、特定投資家のハードルをドラスチックに変えるべきである。	